

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	衝突
発生日時	平成28年2月27日 01時32分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 ^{おおげ} 大下島アゴノ鼻東南東方沖 アゴノ鼻灯台から真方位119°750m付近 (概位 北緯34°10.8′ 東経132°56.4′)
事故の概要	貨物船ことぶき丸は、西進中、また、漁船 ^{せいじゆ} 政寿丸は、南南東進中、両船が衝突した。 ことぶき丸は、右舷船尾部外板に擦過傷を生じ、また、政寿丸は、バルバスバウ等に破損を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月5日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ことぶき丸、199トン 131265、有限会社誠興海運 B 漁船 政寿丸、4.98トン EH3-44390（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B バルバスバウ及び船首部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、法定の灯火を表示し、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ）で自動操舵により航行した。 船長Aは、前部甲板にクレーンが設置されているので、船首方の他船を見落としてはいけないと思い、操舵室内を移動するなどしてレーダー及び目視で船首方に注意を向け、見張りを行っていたところ、衝撃を感じた。 B船は、法定の灯火を表示し、約9knの速力で航行した。 船長Bは、船尾部の中央で下方を向いて座り、漁獲物の選別作業を行いながら、航行していたところ、他船のエンジン音に気付き、船首至近にA船を視認し、直ちに機関を後進にかけた。
分析	A船は、船長Aが、船首方に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、下方を向いて漁獲物の選別作業をしていて周囲の見張りを行っていなかったことから、A船が船首至近に接近するまでA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の船長Aが船首方に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが漁獲物の選別作業をしていて見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、見張りを適切に行うこと。